

藤沢市成人検診のお知らせ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市が発行する成人検診のお知らせに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 成人検診のお知らせに掲載する広告（以下「広告」という。）は、公共性及び公益性を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的活動、宗教的活動に関するもの
- (4) 求人広告に関するもの
- (5) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 児童及び青少年の健全育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 市政運営に支障があると認められるもの
- (12) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第3条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 藤沢市に納付すべき税を滞納している者（個人にあつては、独立して自ら事業を営む者に限る。）
- (2) 藤沢市の指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがある者又は当該手続中の者若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがある者又は当該手続中の者
- (4) 藤沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等若しくは同条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

（広告掲載の順位）

第 4 条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 公共的団体の広告
- (3) 私企業のうち、公共性の高いものの広告
- (4) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (5) 前各号に掲げるもの以外の広告

（広告掲載の位置）

第 5 条 広告を掲載する位置は、各ページの範囲内で、市長が指定する位置とする。

（広告掲載の申し込み）

第 6 条 広告の掲載を希望する者は、藤沢市成人検診のお知らせ広告掲載申込書（第 1 号様式。以下「申込書」という。）に広告の版下原稿案を添えて市

長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、申込書の提出を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載の可否を決定し、その結果を藤沢市成人検診のお知らせ広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。

2 前項の規定により掲載の可否を決定する場合において、掲載を可とする広告の数が掲載枠数を超えているときは、第4条に規定する掲載順位が高い広告を優先する。

3 第1項の規定により掲載の可否を決定する場合において、第4条に規定する掲載順位が同一順位に位置する広告の申込者が複数おり、かつ掲載を可とする広告の合計が掲載可能枠数を超えているときは、抽選により広告掲載できる申込者を決定する。

(広告原稿の作成・提出)

第8条 広告原稿は、完全版下原稿とし、藤沢市が指定した期日までにデータにて提出するものとする。

2 広告原稿データの作成に係る一切の費用は、広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)の負担とする。

(広告内容の修正)

第9条 市長は、掲載する広告の内容又はデザイン等に不相当と認める部分があるときは、広告主にその部分の修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を藤沢市に納めなければならない。

2 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、広告主は、市長に対し、広告掲載の決定の取り消しに伴う損害の賠償を請求することはできない。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 前条に規定する広告掲載料が指定する期日までに納付されなかったとき。
- (4) 第8条第1項に規定する広告原稿データが指定する期日までに提出されなかったとき。
- (5) 広告主又は広告の内容が不適当であることが判明したとき。
- (6) 広告主の倒産、解散、廃業等により、広告に係る事業の停止を確認したとき。
- (7) その他広告の掲載に支障があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、藤沢市成人検診のお知らせ広告掲載決定取消通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により広告掲載料を還付するとき、還付する広告掲載料に利子は付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告内容に関するすべての責任を負うものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 広告掲載料

規 格	料 金
縦 9.0cm×横 9.0cm	25,000円

※広告掲載料は消費税及び地方消費税を含む。